

留総総第384号
令和2年2月12日

留萌市監査委員 益 田 克 己
留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市長 中 西 俊 司

平成30年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について

平成31年3月29日付留監第173号で報告のあった監査結果のうち、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

(総務部総務課総務係)

財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

(1) 指定管理者の監査結果

①～④ 指摘事項無し

⑤ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

⑥ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

(⑤⑥両方に関連している事項)

ア 3/31付け77,112円の支出は平成28年度に属する支出である。

平成30年度以降は、誤りの無いよう確認を徹底している。(指定管理者)

イ 請求書・伝票(支払証明書)の保管については、指定管理事業と自主事業で区分し、領収書についても施設利用料と事業実施に係る部分を分けて保管することが望ましい。

平成30年度以降は、施設利用料と事業実施に係る部分を分けて保管している。(指定管理者)

⑦ 指摘事項なし

(2) 所管部局の関係書類の監査結果

①～③ 指摘事項無し

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ア 協定書第13条第2項は、基本協定書、募集要項及び業務計画書の間
に矛盾・そごがある場合の解釈の優先度を定めているが、協定書が誤っ

ている場合や基本協定書よりも募集要項を優先させた方が両者にとって有益な場合もあり、矛盾やそごがあるべきではない。

また、同条第3項では、「業務計画書の水準が仕様書を上回る場合は業務計画書に示された水準による」とあるが、その水準の考え方に相違が生じる場合もあるため、協議が必要と考える。以上から協定書の規定について整備を求める。

指定管理者制度マニュアルの見直しの中で、協定書等に必要事項を適正に記載していく。(総務課)

イ 協定書第22条では「管理業務に必要な物品は指定管理者が購入し、指定管理者に帰属する」とあるが、仕様書7では「指定管理者が必要な備品は指定管理者の負担で調達し、指定管理者に帰属する」とあり、同19(1)においては「管理運営費で購入した物品は市の所有に属する」としている。

物品と備品の区分、負担の区分がともに不明確である。

令和2年度以降の協定書等について、物品と備品の区分、負担の区分を明確にしていく。(都市整備課)

ウ 協定書第48条の光熱水費については、利用料金に定められており、実費相当額ではない。

また、指定管理者が施設で開催する講座等における教材費、材料費等については、規程を設けず市の承諾で可能と思われる。

次回以降、実態に合わせて適正な事務処理を行う。(都市整備課)

エ 協定書(別紙1)5中「指定管理者要項」及び9に示す「募集要領」は、「指定管理者申込要項」が正しいと思われる。これに基づき協定書等の条文整理を求める。

次回以降、協定書等の条文整理を行う。(総務課)

オ 仕様書15「文書の管理、保存」については、保存年限や指定期間終了後の文書の取扱いについてあらかじめ定めておくことが望ましい。

保存年限や指定期間終了後の取扱いについて定めることを検討する。
(総務課)

カ 都市公園条例に定める使用料に基づく利用料金の体系について、利用実態と合っていない部分があるので、市民にもわかるように整理願いたい。

次回以降、利用実態を確認しながら、整理する。(都市整備課)

⑤ 指摘事項なし

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ア 事業計画時に指定管理事業として計画した、イクラづくり体験や飯寿司づくり教室など実施されていない項目が見受けられるが、実施しなかった理由等が事業報告で明確にされていない。

また、計画と報告との整合性が図られていないため、実施状況が確認できない部分が多数ある。

平成30年度以降は、計画と報告との整合性を図るよう指導をするとともに、事業報告の際に所管課にて細かく確認をするよう徹底している。
(都市整備課)

イ 事業計画では指定管理事業のるもい浜焼きの提供や事業計画で自主事業としている産直市の開催など、事業計画と事業報告で入り繰りしているものがあるが、理由が整理されていない。自主事業で実施した事業は

市が加入する施設賠償保険の対象とならない場合もあり、実施にあたっては位置づけを明確にしておくべきである。

平成30年度以降は、市の事業なのか自主事業なのかを実施する前に確認をするように徹底している。(都市整備課)

ウ 指定管理事業及び自主事業の事業報告について、実施したという事実やその収支について重きが置かれ、個々の事業において「参加人数の状況が多いのか少ないのか」、「どれくらい船場公園の利活用や周知が図られたのか」、「パンフレット等は何がどれくらい配付されたのか」など、具体的な検証が行われていない。事業報告において明確にするべきである。

平成30年度以降は、事業報告において明確に記載するよう指定管理者に指導をした。(都市整備課)

エ 利用促進のため市が実施を求める指定管理事業と自主事業との境界があいまいである。本来、施設の維持管理業務と市から具体的に指定した事業が指定管理業務であって、それ以外は指定管理者が自らのノウハウを活用して実施する自主事業と思われる。

次回以降、指定管理事業と自主事業の境界を定める。(都市整備課)

オ イングリッシュDayキャンプについて、市から承認された事業計画には記載されていないものであり、計画変更の手続きが必要と思われる。

平成30年度以降については、事業計画に記載されていない事業を実施する場合は、計画変更の手続きを取るように、所管課でも理解し、指定管理事業者にも指導をした。(都市整備課)

⑦～⑧指摘事項なし